

令和4年度第1回さいたま市経済局指定管理者審査選定委員会 議事概要

1 日 時 令和4年7月6日（水） 10時00分～11時30分

2 会 場 ときわ会館5階 小ホール

3 出席者 （委 員）東谷委員長、齋藤委員、三次委員、須藤委員、
矢口委員、下村委員、寺村委員
（所管課）経済政策課
（事務局）経済政策課

4 欠席者 なし

5 諮問内容と答申結果

以下の施設の指定管理者の選考方法案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
さいたま市にぎわい交流館いわつき	1	産業振興施設	公募	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日

6 議事要旨

(1) 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

互選により東谷委員が委員長として選任され、東谷委員長より委員長職務代理者として齋藤委員が指名された。

(2) 諮問事項の審査について

・さいたま市にぎわい交流館いわつきの指定管理者の選考方法案について

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

ア 募集区分

・単独

イ 設置条例名・設置目的

・さいたま市にぎわい交流館いわつき条例
・岩槻の歴史及び文化の発信、産業及び観光の振興並びに地域活性化の拠点として、地域のにぎわいの創出に寄与するため

ウ 施設概要

- ・所在地 さいたま市岩槻区本町6丁目1番2号
- ・規模 延床面積820.95㎡
鉄骨造 地上2階
- ・主な施設 クラフトルーム、多目的室、休憩スペース、カフェ・ショップ

エ 指定管理者の業務内容

- ・施設管理に関する業務
- ・施設運営に関する業務
- ・その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

オ 指定期間

- ・令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

カ 募集方法

- ・公募

キ 申請資格要件等

- ・事務所又は事業所の所在地がさいたま市内にあること。
- ・市民等が参加するイベントを開催することができること。
- ・岩槻区の事業者や活動団体と連携し、事業を実施することができる団体であること。

ク 選定基準（配点の考え方）

- ・指定管理事業による地域のにぎわい創出を重視し、関係する項目を3倍の配点とした。
- ・効果的な自主事業の実施及び適正な施設管理を重視し、関係する項目を2倍の配点とした。

ケ 利用料金制

- ・あり

コ 指定管理料

- ・施設管理費や事業費からなる管理経費等の合計から指定管理者の収入額を差し引いて算出した。

【質疑等】

- Q 令和2、3年度の利用料金収入が少ないのは新型コロナウイルス感染症の影響か。

A 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の貸出の中止や開館時間の短縮をしていた時期もあった。

Q 令和5～9年度の収入の見込みの根拠は何か。

A 令和3年度の実績をもとに算出している。

Q 施設における新型コロナウイルス感染症対策の実施はどの審査項目に該当するか。

A 管理運営体制の「安全管理」や衛生管理体制の「衛生管理」に該当する。

Q 現在のカフェが好評であり、地域にも受け入れられていると考えられるが、今回の選定における飲食施設の扱いはどのようにしているか。

A カフェの運営は、指定管理者の自主事業の扱いとしており、次期指定管理者の提案内容による。

Q 講座はクラフトルームで行うものか。

A 基本的にはそのとおりである。

Q 多目的室1、2の利用者は主にどこか。

A 多くは地域の企業や団体等が会議や販売の会場として利用している。

【審査】

- ・指定管理者として、様々な方への配慮や、SDGsに関する視点を持つてもらうべく、審査項目に「SDGsの視点を持ち」との表記を追加するべきである。
- ・岩槻の地域資源（時の鐘、岩槻遷喬館等）との連携に係る提案があった場合の審査項目として、「地域の活動団体等」の表記に修正するべきである。
- ・選定基準の「施設のイベントや活動に係る広報」と「岩槻区外、市外への効果的な情報発信の手法」については審査項目の差が分かりにくいいため、配点のウェイトの見直しを行うべきである。
- ・選定基準の新型コロナウイルス感染症対策実施の審査項目として、「衛生管理体制」の配点のウェイトを大きくするべきである。

【結果】

選考方法案については、審査内容にもとづいて、審査項目の表記及び配点を修正し、その他の部分については、所管課の案のとおり承認することに決定した。